八 魅 農 み 第 3 1 7 号 令 和 7 年 6 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八尾市長 山本 桂右

| 市町村名 (市町村コード) | | 八尾市 |
|------------------|----------|--------------------|
| | | (27212) |
| 地域名 | | 南高安① |
| (地域内農業集落名) | | (恩智、教興寺、黒谷、神宮寺、垣内) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | | 令和7年6月3日 |
| 協議の結果を取り | たこのバン平月日 | (第4回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は八尾市の東部に位置し、柏原市に隣接している。主な生産品目は、八尾市の特産品であるえだまめ、若ごぼうといった野菜と、水稲である。新規就農者の参入実績がある一方で、地域の担い手の高齢化は深刻であり、担い手に行ったアンケートでは、回答者の約半数が60歳以上で後継者不在、経営規模の維持が困難になってきており、より多くの新たな担い手の確保が課題となっている。また、昨今の物価上昇により、生産コストの増大も農業者の大きな懸念になっている。その他、農業用水の不足や農道や農業用水路の未整備など、安定的な農業生産を阻害する課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主力品目である、えだまめの生産量の増加・担い手確保を軸としつつ、効率的に農地の維持・保全を進めるため、水稲やさつまいもなど、土地利用型品目の栽培推進も検討する。また、府・市・JAで構成する農地保全3者会議を積極的に活用し、新たな担い手を地域に呼び込み、定着を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| 区 | 域内の農用地等面積 | 33.3 ha |
|---|----------------------------------|---------|
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 33.3 ha |
| | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 | | | | | |
| | 現在営農している者が営農困難となった場合は、①家族②地区内の既存の担い手(認定農業者、認定新規就農 | | | | | |
| | 者等)③地区外の担い手(新規就農者)の順で農地の貸付(継承)を検討し、経営規模の拡大を目指す農業者へ | | | | | |
| | の積極的な集積を図る。 | | | | | |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 | | | | | |
| | (2) 展地中間管理機構の活用力量 農地の貸借にあたっては、上記(1)の順に借受者を検討し、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。 | | | | | |
| | 一展地の質問にめたりでは、工能や「の順に間支行を検討し、展地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。 「また、貸付を希望する農地の情報について、貸し手の希望に応じ、農地中間管理機構へ情報提供を行う。 | | | | | |
| | 100000 100000 1 | | | | | |
| | | | | | | |
| | (3) 基盤整備事業への取組方針 | | | | | |
| | 現状では大規模な基盤整備は行う予定はないが、農道や水路の補修等、営農継続に欠かせない施設の整備に | | | | | |
| | 一ついて、必要に応じて検討していく。 | | | | | |
| | | | | | | |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | | |
| | 地域の主力品目であるえだまめの生産を行う担い手の確保に積極的に取り組む。また、従来の地域における担い手に加 | | | | | |
| | え、兼業や副業、ボランティア等で新たに農業に携わりたい者についても地域における貴重な担い手として確保・育成する。 | | | | | |
| | 新規就農者については、農地保全3者会議等を活用し、参入から定着まできめ細やかな支援を行う。 | | | | | |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 | | | | | |
| | 必要に応じて、JA大阪中河内による農作業受託や、民間の農作業受託サービスを取り入れる。 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | | | | | |
| | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | | | | | |
| | □ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 | | | | | |
| | 【選択した上記の取組方針】 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |